

去る7月26日、西沢議員、丸山議員は、町民から寄せられた願いをもとに「要請書」にまとめ、北川町長あてに提出しました。その一部を紹介します。(見出しは編集者)

小川原・掘り返しの田 一時転用条件違反、 砂利採取法違反など、 毅然とした対応を

私達の要請に対し、「所有者本人の土壤改良」の範囲という認識を示されていますが、これは現実を正確に見ていないか、見て見ぬふりをしていると指摘せざるを得ません。問題が発覚した当初、行政は「砂利採取の許可を取らせるよう行政指導する」との方向だったことが明らかになっています。そして、本年6月の議会答弁で明らかになったよ

小川原の田 掘り返し 無法許さず水源と農地守れ

うに、田堀起こしの行為は砂利採取許可など一切の許認可を受けたものではありません。私達の手元には、田の砂利を運び出している写真と残土を運び込んでいる写真が寄せられ、現場を見る限り、まわりの土とは質の違った土壌が埋め立ててあることが分かります。

しかもこの問題は、2008年9月には小川原地区の住民が訴えられ、翌年2月の同地区の総会では、区長をはじめ農業委員、町議会議員などが町行政に行政指導と監視を要請されていたと聞き及んでいます。実に3年近くもこの脱法行為が続いています。この間、一切田の耕作はされておらず、所有権移転の条件に正面から違反していると考えます。



小川原・犬上川堤防を望む田堀起こし現場

また、一時転用の「1年以内」「深さ2メートル以内」との条件も守られていません。

私達は特に問題の現場が犬上川伏流水の重要な位置に当たり、町の水道水はもちろんのこと、琵琶湖の水資源保全にとっても深く関連しており、適正な管理のもと、複元方法においても不適切な産業廃棄物等が不法に埋め立てられることがないように注目しているところです。

よって、町におかれましては、このような違法行為を直ちに改善させ、水源地を保全し、問題を即刻改善するよう強く要請します。

また、農地法に基づく一時転用の厳格化、複元時における監視を強化すること。さらに、農地法64条に基づく罰則を厳格に適用し、砂利採取法違反など、毅然と対応すること。

運動公園内道路

アスファルト舗装工事の 検査を厳正に

舗装工事の完了検査について、検査基準と体制の抜本的な確立をはかるとともに、現在指摘されている「手抜き工事疑惑」に正面から応え、業者任せ、業者言いなりを即刻改めること。

運動公園内の舗装復旧工事における自然

西澤丸山
願いに応え、
厳正対応を要請

甲良民報

2011年7月31日 482号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください

2年前の収支 報告書未提出？

不正許やば、 くらしくしんばを



色アスファルトのコア抜き検査は行ってないことが明らかになった。コア抜き検査を直ちに行い、町民の疑惑に答えること。税金による工事が計画に基づき正確・公正に行われているかを発注者責任として守らせる義務と責任があるものです。担当課が「検査できない」としている理由(県も実施しない、コア抜きの後始末に大きな費用がかかる)には全く道理がありません。

コア抜き検査は、町主導で行うことが当然であり、検査官の立会を原則とし、一定のルールを確立すること。

住宅リフォーム補助制度の 充実、予算の増額を

今回、同制度の発表から受付締め切りまで短期間だったにもかかわらず、多くの町民が利用されました。制度の好評に堪がみ、大幅な予算の増額が必要であり、趣旨の周知徹底をはかるとともに制度の定着のために受付期間を年数回にわたり設定するなど、受付の常設化が必要です。

原発問題を契機に再生可能エネルギーへの関心が高まっており、太陽光発電施設補助についても補助額・補助率ともに充実し、予算増額の対応が必要です。

燃えるゴミの

週2回収集を通年体制で

この課題は以前から「検討する」との答弁で留まっています。夏場の生ゴミ対策から7、8月だけ週2回とされましたが、家庭が排出に迫られるゴミは、包装紙など消費生活の上で各家庭の責任の範囲を超えて、否応なしに抱えざるを得ない問題です。それを「週2回にすれば、ゴミの排出量が増える」などとする論理は全く根拠がありません。結局、「ゴミの減量を」各家庭に求めることは、焼却や埋め立て処分を各家庭に押し付けることと同じです。滋賀県内で燃えるゴミの収集週1回というのは甲良町だけであり、これだけでも実施しない根拠はすでに破たんしています。

町有地の売却促進 管理の徹底を

本年3月下された判決を教訓に取り組む必要があり、速やかで厳正な処分を進めるとともに、現在町が管理する土地について、立て札やロープを張るなどして、町の

所有であることが公に分かるようにすること。占有している土地については代金徴収や立ち退き請求など、当たり前のルールに基づいて毅然と対応すること。

2009年町長選

「公選法違反」の対応を

2009年10月実施の町長選挙における山崎義勝氏の「選挙運動費用収支報告書」が提出されていないと聞きます。その事実確認を行うとともに未提出であれば、公職選挙法違反として、警告・告発など厳正に対応すること。

以上

